○ その他

区分	■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）			
種類	□ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ■ その他（　　）	分野	■ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設	
要望先	■ 国	担当省庁	法務省	
	■ 県	担当部局	県民文化部	
	□ その他	名　　称		

件名	**23　「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく、国からの情報の提供、指導及び助言について**
提案市	小諸市、佐久市
提案要旨	平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、国は、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を早期に行うことを要望する。
提案理由	法では、国は、法に定める基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有し、地方公共団体は、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとされている。 しかし、法施行から１年が経過し、国からは未だ必要な情報の提供、指導及び助言が行われていない中、運動団体からは、部落差別の解消に向け、法に基づく取組みの積極的な推進について要請を受けていることからも、国からの必要な情報の提供、指導及び助言を要望する。
現況及び課題等	地方公共団体には、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図ること、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発を行うこと、国が行う部落差別の実態調査に協力することが求められている。 地方公共団体においては、従前から地域の実情に応じた取組みを進めているが、法が施行されたことに伴う新たな取組みが期待されている。
関係法令	部落差別の解消の推進に関する法律